

共同処理センター事務に関する協定書

(趣旨)

第1条 この協定は、「池田市箕面市豊能町能勢町における共同処理センターの共同設置に関する規約」(以下「規約」という。)第13条の規定に基づく各内部組織の名称、共同処理センターで処理する事務、共同処理センターの執務場所、幹事市及び関係市町の負担金の額その他共同処理センターに係る事務について関係市町の長が協議により決定する事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この協定において使用する用語は、特に規定するもののほか、規約において使用する用語の例による。

(処理する事務等)

第3条 共同処理センターで処理する事務(以下「センター事務」という。)並びにセンター事務ごとの所管市町、幹事市、内部組織の名称及び執務場所は、別表のとおりとする。

(関係市町の負担金の額)

第4条 幹事市以外の所管市町(以下「他市町」という。)が幹事市に交付する負担金の額は、センター事務ごとに、当該事務に要する全ての経費の合計額に次に掲げる割合をそれぞれ乗じて得た額の合計とする。

- (1) 10分の1を所管市町の数(幹事市は3分の2として算出)で除して得た割合
- (2) それぞれの他市町に係る最近の3月31日現在において住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)に基づき住民基本台帳に記録されている者の数(以下「人口」という。)が全ての所管市町に係る同日現在における人口の合計に占める割合に10分の5を乗じて得た割合
- (3) それぞれの他市町に係る最近の3月31日現在における面積が全ての所管市町に係る同日現在における面積の合計に占める割合に10分の1を乗じて得た割合
- (4) それぞれの他市町に係る最近の標準財政規模の額が全ての所管市町に係る最近の標準財政規模の額の合計額に占める割合に10分の3を乗じて得た割合

2 前項の規定により算定したセンター事務ごとの額に1円未満の端数があるときは、その端数額を切り捨てる。

(職員に適用される基準)

第5条 規約第11条の共同処理センターの職員の身分の取扱いについて、次に掲げる事項については、幹事市の関係規定を適用する。

- (1) 任用
- (2) 給与、勤務時間その他の勤務条件
- (3) 休業

- (4) 分限及び懲戒
- (5) 服務
- (6) 研修及び勤務成績の評定
- (7) 福祉及び利益の保護

2 共同処理センターの職員に係る前項各号に掲げる事項の事務については、幹事市が行う。

3 幹事市の長は、共同処理センターの職員に係る公務災害補償の手続を行ったときは、その結果を他市町の長に報告するものとする。

(解任)

第6条 前条第1項の規定にかかわらず、共同処理センターの職員が職務の遂行に支障があり、又はこれに堪えない場合は、幹事市の長は、他市町の長との協議により解任することができるものとする。

2 規約に定めるところによる選任の期間中に共同処理センターの職員が死亡したときは、死亡の直前に解任されたものとみなす。

(文書等の取扱い)

第7条 センター事務に係る文書の取扱いについては、関係市町の定めるところによる。

2 前項の規定にかかわらず、各内部組織で処理する事務に関する文書が幹事市に到達した場合は、当該文書の受領及び配布の取扱いについては、幹事市の定めるところによる。ただし、当該文書が他市町に到達した場合は、他市町の長は、遅滞なく当該文書を幹事市の長へ回送するものとする。

3 センター事務に係る物品の取扱いについては、前2項の規定を準用する。

4 第1項及び前項の規定にかかわらず、センター事務に係る文書及び物品は、各内部組織又は他市町の関係課の事務室において一時保管することができる。

(公印の取扱い)

第8条 センター事務に係る公印の取扱いについては、関係市町の定めるところによる。

(手数料その他の収入)

第9条 センター事務に係る手数料その他の収入の額及び徴収については、所管市町の条例、規則等の定めるところによる。

(議会对応)

第10条 他市町の議会への対応については、他市町において関連する事務を所管する部で行うものとする。

(協定書の公表)

第11条 規約第13条第2項の規定による協定書の公表は、関係市町のホームページにより行うものとする。

(補則)

第 12 条 この協定書に定めるもののほか、共同処理センターに係る事務に関し必要な事項は、別に定める。

別表

センター事務			所管市町	幹事市	内部組織の名称	執務場所
番号	分野	内 容				
1	生活・安全・産業振興	ガス用品販売事業場の立入検査等	池田市、箕面市、豊能町、能勢町	箕面市	広域商工課	箕面市役所内
2	生活・安全・産業振興	電気用品販売事業場の立入検査等	池田市、箕面市、豊能町、能勢町	箕面市	広域商工課	箕面市役所内
3	児童福祉	児童福祉施設（保育所）に係る認可等（認可保育所の指導監査等を除く。）	池田市、箕面市、豊能町、能勢町	箕面市	広域幼児育成課	箕面市役所内
4	児童福祉	児童福祉施設設置（児童館）に係る認可等	池田市、箕面市、豊能町、能勢町	箕面市	広域子育て支援課	箕面市役所内
5	児童福祉	児童福祉施設設置（助産施設及び母子生活支援施設）に係る認可等	池田市、箕面市、豊能町、能勢町	箕面市	広域子育て支援課	箕面市役所内
6	児童福祉	認可外保育施設からの届出の受理等の事務	箕面市、豊能町、能勢町	箕面市	広域幼児育成課	箕面市役所内
7	児童福祉	社会福祉事業（放課後児童健全育成事業）開始の届出の受理等	池田市、箕面市、豊能町、能勢町	箕面市	広域学校生活支援課	箕面市役所内
8	児童福祉	社会福祉事業（隣保事業）開始の届出の受理等	池田市、箕面市、豊能町、能勢町	箕面市	広域人権課	箕面市役所内
9	生活・安全・産業振興	岩石採取計画の認可等	池田市、箕面市、豊能町、能勢町	箕面市	広域商工課	箕面市役所内
10	まちづくり・土地利用規制	都市緑地法に基づく緑地保全地域及び特別緑地保全地区に関する事務	池田市、箕面市、豊能町、能勢町	池田市	広域風致緑政課	池田・府市合同庁舎内
11	生活・安全・産業振興	砂利採取時における採取計画の認可	池田市、箕面市、豊能町、能勢町	箕面市	広域公園みどり課	箕面市役所内
12	まちづくり・土地利用規制	都市計画法に基づく測量等の際の試掘の許可	池田市、箕面市、豊能町、能勢町	池田市	広域まちづくり課	池田・府市合同庁舎内
13	まちづくり・土地利用規制	風致地区内における建築物の建築その他工作物の建設等の許可等に関する事務	池田市、箕面市	池田市	広域風致緑政課	池田・府市合同庁舎内
14	まちづくり・土地利用規制	都市計画法に基づく開発行為の許可等	池田市、豊能町、能勢町	池田市	広域指導課	池田・府市合同庁舎内
15	まちづくり・土地利用規制	終身建物賃貸借事業の認可等	池田市、箕面市、豊能町、能勢町	池田市	広域住宅課	池田・府市合同庁舎内
16	まちづくり・土地利用規制	マンション建替事業に係る認可、指導監督等	池田市、箕面市、豊能町、能勢町	池田市	広域住宅課	池田・府市合同庁舎内

17	まちづくり・ 土地利用規制	個人施行者の施行する住宅街 区整備事業に係る認可、指導 監督等	池田市、箕面市、 豊能町、能勢町	池田市	広域まちづくり 課	池田・府市合 同庁舎内
18	まちづくり・ 土地利用規制	施設住宅等の区分所有者相互 の事項に係る管理規約の認可	池田市、箕面市、 豊能町、能勢町	池田市	広域まちづくり 課	池田・府市合 同庁舎内
19	まちづくり・ 土地利用規制	住宅街区整備事業により取得 した施設住宅の一部の譲渡の 届出の受理	池田市、箕面市、 豊能町、能勢町	池田市	広域まちづくり 課	池田・府市合 同庁舎内
20	まちづくり・ 土地利用規制	住宅街区整備事業の施行の準 備又は施行のために他人の土 地で土地の試掘をする場合の 許可	池田市、箕面市、 豊能町、能勢町	池田市	広域まちづくり 課	池田・府市合 同庁舎内
21	まちづくり・ 土地利用規制	住宅街区整備事業の施行地区 内における建築行為等の許可	池田市、箕面市、 豊能町、能勢町	池田市	広域まちづくり 課	池田・府市合 同庁舎内
22	まちづくり・ 土地利用規制	組合が行う住宅街区整備事業 に係る認可、指導監督等	池田市、箕面市、 豊能町、能勢町	池田市	広域まちづくり 課	池田・府市合 同庁舎内
23	まちづくり・ 土地利用規制	土地区画整理促進区域内及び 住宅街区整備促進区域内にお ける建築行為等の許可等	池田市、箕面市、 豊能町、能勢町	池田市	広域まちづくり 課	池田・府市合 同庁舎内
24	まちづくり・ 土地利用規制	土地区画整理促進区域内等に おける土地の買い取り申出	池田市、箕面市、 豊能町、能勢町	池田市	広域まちづくり 課	池田・府市合 同庁舎内
25	まちづくり・ 土地利用規制	市街地再開発促進区域内にお ける建築の許可等	池田市、箕面市、 豊能町、能勢町	池田市	広域まちづくり 課	池田・府市合 同庁舎内
26	まちづくり・ 土地利用規制	市街地再開発事業の準備のた めの立入、試掘等の許可等	池田市、箕面市、 豊能町、能勢町	池田市	広域まちづくり 課	池田・府市合 同庁舎内
27	まちづくり・ 土地利用規制	再開発事業計画の認定等	池田市、箕面市、 豊能町、能勢町	池田市	広域まちづくり 課	池田・府市合 同庁舎内
28	まちづくり・ 土地利用規制	区画整理会社の土地区画整理 事業の認可、指導監督等	池田市、箕面市、 豊能町、能勢町	池田市	広域まちづくり 課	池田・府市合 同庁舎内
29	まちづくり・ 土地利用規制	個人の土地区画整理事業の認 可、指導監督等	池田市、箕面市、 豊能町、能勢町	池田市	広域まちづくり 課	池田・府市合 同庁舎内
30	まちづくり・ 土地利用規制	組合の土地区画整理事業の認 可、指導監督等	池田市、箕面市、 豊能町、能勢町	池田市	広域まちづくり 課	池田・府市合 同庁舎内
31	まちづくり・ 土地利用規制	防災街区整備事業施行区域内 での建築行為等の許可等	池田市、箕面市、 豊能町、能勢町	池田市	広域まちづくり 課	池田・府市合 同庁舎内
32	まちづくり・ 土地利用規制	防災街区計画整備組合の設立 の認可等	池田市、箕面市、 豊能町、能勢町	池田市	広域まちづくり 課	池田・府市合 同庁舎内

33	まちづくり・土地利用規制	防災街区整備事業の準備等のための立入、試掘等の許可等	池田市、箕面市、豊能町、能勢町	池田市	広域まちづくり課	池田・府市合同庁舎内
34	まちづくり・土地利用規制	屋外広告物の許可事務等及び措置命令等の事務	池田市、箕面市、豊能町、能勢町	池田市	広域まちづくり課	池田・府市合同庁舎内
35	生活・安全・産業振興	大規模小売店舗新設届出の受理等	池田市、箕面市、豊能町、能勢町	箕面市	広域商工課	箕面市役所内
36	公害規制	大気汚染防止法に係る規制事務、大阪府生活環境等の保全等に関する条例に係る規制等事務	池田市、箕面市、豊能町、能勢町	池田市	広域環境保全課	池田・府市合同庁舎内
37	公害規制	ダイオキシン類対策特別措置法に係る規制事務等	池田市、箕面市、豊能町、能勢町	池田市	広域環境保全課	池田・府市合同庁舎内
38	公害規制	水質汚濁防止法に係る規制事務等、大阪府生活環境の保全等に関する条例に係る規制等事務	池田市、箕面市、豊能町、能勢町	池田市	広域環境保全課	池田・府市合同庁舎内
39	公害規制	指定物質排出者への指導等に関する事務	池田市、箕面市、豊能町、能勢町	池田市	広域環境保全課	池田・府市合同庁舎内
40	公害規制	土壌汚染対策法事務、大阪府生活環境の保全等に関する条例に係る規制等事務	池田市、箕面市、豊能町、能勢町	池田市	広域環境保全課	池田・府市合同庁舎内
41	公害規制	特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律に基づく届出の経由及び意見の添付、大阪府生活環境の保全等に関する条例による化学物質管理制度に基づく届出等	池田市、箕面市、豊能町、能勢町	池田市	広域環境保全課	池田・府市合同庁舎内
42	公害規制	特定工場における公害防止組織の整備に関する法律に係る届出受理事務等	池田市、箕面市、豊能町、能勢町	池田市	広域環境保全課	池田・府市合同庁舎内
43	障がい福祉	身体障がい者手帳の交付	池田市、箕面市、豊能町、能勢町	箕面市	広域福祉課	箕面市立総合保健福祉センター内
44	障がい福祉	精神障がい者保健福祉手帳の交付	池田市、箕面市、豊能町、能勢町	箕面市	広域福祉課	箕面市立総合保健福祉センター内
45	障がい福祉	指定障がい福祉サービス事業者の指定等	池田市、箕面市、豊能町、能勢町	箕面市	広域福祉課	箕面市立総合保健福祉センター内
46	高齢福祉	指定居宅サービス事業者の指定等	池田市、箕面市、豊能町、能勢町	箕面市	広域福祉課	箕面市立総合保健福祉センター内
47	高齢福祉	特別養護老人ホーム（定員29人以下の施設）の設置の認	池田市、箕面市、	箕面市	広域福祉課	箕面市立総合保健福祉セン

		可	豊能町、能勢町			ター内
48	高齢福祉	老人デイサービスセンター等の設置の届出受理等	池田市、箕面市、豊能町、能勢町	箕面市	広域福祉課	箕面市立総合保健福祉センター内
49	高齢福祉	有料老人ホーム設置届等各種届出の受理及び運営指導等	池田市、箕面市、豊能町、能勢町	箕面市	広域福祉課	箕面市立総合保健福祉センター内
50	福祉	社会福祉法人の設立認可等	池田市、箕面市、豊能町、能勢町	箕面市	広域福祉課	箕面市立総合保健福祉センター内
51	高齢福祉	社会福祉事業（老人福祉センター）開始の届出の受理等	池田市、箕面市、豊能町、能勢町	箕面市	広域福祉課	箕面市立総合保健福祉センター内
52	児童福祉	認定こども園の認可・認定等（幼保連携型の指導監査等を除く。）	池田市、箕面市	箕面市	広域幼児育成課	箕面市役所内
53	児童福祉	児童福祉施設（認可保育所）及び認定こども園（幼保連携型）に係る指導監査等	池田市、箕面市、豊能町、能勢町	箕面市	広域福祉課	箕面市立総合保健福祉センター内
54	福祉	社会福祉連携推進法人の設立認可等	池田市、箕面市	箕面市	広域福祉課	箕面市立総合保健福祉センター内